News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年５月６日
原子力安全・保安院

福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況の確認結果について

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成２３年３月３０日に、各電気事業者等に対して、津波により３つの機能（全交流電源、海水冷却機能、使用済み燃料貯蔵プール冷却機能）を全て喪失したとしても、炉心損傷等を防止できるよう、緊急安全対策に直ちに取り組むとともに、これらの実施状況を早急に報告するよう指示しました。

当該指示に基づき、各電気事業者等から緊急安全対策の実施状況の報告を受け、保安検査官が立入検査等を行い、電源車・ポンプ車等の資機材の配備状況、緊急時の対応マニュアルの整備状況、緊急時対応訓練の実施状況等について厳格な確認を行いました。

その結果、各電気事業者等から報告のあった緊急安全対策は、適切に実施されているものと判断します。

今後、当院は、保安検査等により、各電力事業者等が概ね５月中に完了することとしている建屋の浸水対策について、その実施状況を厳格に確認するとともに、中長期対策として行うこととしている海水ポンプ等の予備品の確保や空冷式の大容量非常用発電機の設置、津波に対する防護措置についても、その実施状況を厳格に確認していきます。

さらに、各電力事業者等に対して、継続的に必要な改善措置を促すことにより、緊急安全対策の信頼性向上について継続的に取り組みます。

別紙１：緊急安全対策の実施状況の確認結果について
別紙２：緊急安全対策の実施状況の確認に係る審査基準

（本発表資料のお問い合わせ先）
原子力発電検査課長　山本　哲也
担当者：野口、熊谷、忠内
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線）４８７１
０３－３５０１－９５４７（直通）